

## 保母試験制度の改正について（意見具申）

昭和63年5月18日

中央児童福祉審議会（保育対策部会）

当部会は、今後の保母養成・確保の在り方について検討を行うため、昭和59年6月に保母養成教育課程検討小委員会を設け、以後保母養成教育課程、保母試験等について鋭意検討を重ねてきた。保母養成教育課程の在り方等については、現在、保育所保育指針検討小委員会において保育所保育指針の改訂作業を進めているので、この検討状況等も踏まえながら今後とも更に検討を深めて行くことが必要であるが、保母試験制度については、その当面の改正方向に関して、当部会としての一応の結論を得るに至り、また、早急にその改善措置を講ずることが望ましいと考えられるので、これまでの審議経過をとりまとめ、次のとおり意見具申する。

### 1. 保母の養成・確保の現状

児童福祉法の施行された昭和23年から昭和50年代の半ばまで、児童福祉施設とりわけ保育所の整備が急速に進められ、これに伴って、保母資格を有する施設職員を確保することが大きな課題となっていた。

昭和24年度の保母資格取得者数は、4,299人であり、そのうち4,179人（98.8%）は保母試験の合格によるものであった。その当時、厚生大臣の指定を受けた保母養成施設はわずか12ヶ所、卒業生は50人であった。

保育所は、昭和24年度当時2,591ヶ所であったが、その後急速に整備が進められ、昭和61年度には22,879ヶ所へと増加している。この間、保育所における保母が著しく不足していたことから、昭和28年には、一定の要件に該当する無資格の者を代用保母

として児童福祉施設最低基準の適用については有資格者として扱う暫定的措置（注）が講じられた。

ひるがえって今日の状況を見るに、昭和61年度の保母資格取得者は、35,906人であり、昭和24年度当時の約8.4倍となっている。うち保母試験合格による者は、3,455人（9.6%）であり、昭和24年度当時より減少している。これに比べ、保母養成施設数は338ヶ所、卒業生は32,451人へと大きく増加し、資格取得者の大部分はこれらの施設の卒業生となっている。このように保母の養成・確保体制が整備されたことから、かつてのように保母の絶対数が不足するという状況は解消されるに至っており、前記のいわゆる代用保母制度も、昭和54年には廃止されている。

一方、保母資格取得者の主要な活躍の場である保育所については、男女雇用機会均等法の施行等に伴う婦人就労の一層の増加や就労形態の多様化等の新たな社会状況を反映し、保育時間の延長、障害児保育、乳児保育等の推進など、その保育内容の質的向上が強く求められている。今後、保育所の役割はますます重要になると考えられ、毎日長時間にわたり、乳幼児の人間形成に携わる保母については、より一層の資質向上を図ることが大きな課題となっている。

（注）「児童福祉施設最低基準に定める保育所の保母の特例に関する省令」 昭和28年厚生省令第3号

### 2. 保母試験制度改正の視点

上記のように、保母試験制度の役割はかつてに比

べ限定的なものになってきており、保母の養成・確保については、今後、保母養成施設が主要な役割を担っていく必要があると考える。しかしながら、現状においては、保母養成施設の学生以外にも資格取得の機会を与え、児童の保育に情熱を持つ有為の人材を確保することに意義も認められるので、なお保母試験制度を存続すべきであるとの見解に達した。

このような考え方に立ち、当部会としては、まず保母養成施設と保母試験制度の均衡を図ることが重要と考える。

保母養成施設は厚生大臣の指定する専門的な大学、短期大学等であり、高等学校卒業が入学資格となっている。そこで保母資格を取得するためには、高等学校卒業後2年以上の期間、厚生大臣の指定する教科目の単位を取得して卒業することが必要条件となっており、これらの指定科目の単位数（68単位）は、短期大学の卒業に要する単位数（62単位）を上回るものとなっている。また、この保母養成教育課程は、随時改訂されてきており、例えば昭和45年には、保育所保育における教育的機能を一層充実するという観点から、教育原理を必修科目に追加する等の改正がなされている。

一方、保母試験については、その受験資格は高等学校卒業または児童福祉施設においての3年以上の実務経験を有すること等とされており、基本的に制度発足当初から改訂されていない。また、試験科目については、昭和26年に児童福祉事業概論が加えられて合計8科目となり、それ以降改訂されることなく今日に至っている。

このため、保母養成教育課程と保母試験制度とを比較すると、資格取得に要する基礎的素養の面で短期大学卒業程度と高等学校卒業程度という差が生じているほか、保母試験の出題範囲においては、保母養成施設においては必修科目となっている教育学に関する知識領域が含まれていない点に格差も生じている。

### 3. 具体的な改正方向

上記のような観点から、現行の保母試験制度について当面次のような改正を行う必要がある。

- (1) 保母試験受験資格については、現行の高等学校卒業程度から短期大学卒業程度に引き上げること。その際には、児童福祉に関する実務経験を有する者についても十分配慮することが必要である。
- (2) 保母試験の出題範囲に教育学関係の知識領域を加えること。

なお、受験資格及び出題範囲の改訂に際しては、受験希望者等を配慮し十分な移行期間を設ける等の措置を講ずることが望ましい。

#### 保育対策部会メンバー

部会長五島 貞次	元日本児童手当協会参与
石井 哲夫	日本社会事業大学教授
石野 清治	資生堂副社長
井原 后治	市原市長
植山 つる	淑徳大学名誉教授
岡田 正章	明星大学教授
柏木 恵子	東京女子大学教授
清水 俊夫	宝仙学園短期大学教授
鈴木政次郎	聖徳学園短期大学教授
関岡 武次	東京都福祉局長
高城義太郎	玉川大学教授
高須 ムラ	(財)東京都母子寡婦福祉協議会会長
辰見 敏夫	文京女子短期大学教授
津守 真	愛育養護学校長
成田 錠一	名古屋音楽大学教授
平井 信義	大妻女子大学教授
平山 宗宏	日本総合愛育研究所所長
三浦 文夫	日本社会事業大学教授
深山 幹夫	全国保母養成協議会会長
山崎美貴子	明治学院大学教授
吉沢 英子	大正大学教授